

# 記入例

## 不整地運搬車運転技能講習 受講資格証明書

受講者氏名	(例) 建設 太郎					
生年月日 和暦	平成	1 年 4 月 1 日	( 36 歳)			
受講対象者 いずれか 一つの該 当番号を 記載	①建設機械施工技術検定1級(トラクター以外)又は2級の2種から6種に合格した者 ②大型特殊自動車免許を有するもの ③大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ イ. 3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用） ロ. 3t未満の車両系建設機械（解体用） ハ. 積載量1t未満の不整地運搬車  ※上記イ～ハのいずれかの特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者 ④車両系建設機械（整地・運搬・積込用）運転技能講習を修了した者 ⑤車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者				受講区分 番号	(番号記載) ③
					運転経験年数 (③該当者のみ)	例 2年 6ヶ月
	(注) 受講資格証明書(本書)及びその資格を有する書面(自動車免許・検定証・修了証等)の 画像又はPDFをアップロードすること					
事業主証明  受講対象 ③該当者は 事業主の 証明印を 押印	上記の運転経験について相違ないことを証明します。  記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があつても異議申し立ては致しません。					
	事業場名(行政機関名) (例) 株式会社○○○建設 事業主職名(役職名) (例) 代表取締役社長 事業主氏名(証明者氏名) (例) 建設 一郎					
	 代表者印 印					
	証明日:令和 7 年 12 月 1 日					
	所在地 (〒○○○-×××) 山形県○○○市○○○町○丁目000-000 電話番号 : 000-×××-×××					

### (注意事項)

- 事業主氏名の押印は「会社印」ではなく、事業主の代表印又は氏名印です。
- 個人での申し込みで証明が必要な場合は、元請け又は各種団体の代表者印による証明でも確認します。
- 事業主人が受講証明する場合は、法人としての代表者として押印の場合は受付可能です。

記入例を参考に受講者情報を入力してください。

**【受講区分 ①・②・④・⑤】**

- ・経験年数は必要ありません。
- ・事業主証明印は必要ありません。
- ・受講区分番号を記載し、運転免許証、資格証の画像をアップロードしてください。

**【受講区分 ③】**

- ・運転免許証、資格証の画像をアップロードしてください。
- ・所属事業主証明印のある画像をアップロードしてください。

## 不整地運搬車運転技能講習 受講資格証明書

受講者氏名											
生年月日	和暦	年	月	日	(　　歳)						
受講対象者 いずれか 一つの該 当番号を 記載	<p>①建設機械施工技術検定1級(トラクター以外)又は2級の2種から6種に合格した者</p> <p>②大型特殊自動車免許を有するもの</p> <p>③大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ</p> <p>　イ. 3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）</p> <p>　ロ. 3t未満の車両系建設機械（解体用）</p> <p>　ハ. 積載量1t未満の不整地運搬車</p> <p>※上記イ～ハのいずれかの特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者</p> <p>④車両系建設機械（整地・運搬・積込用）運転技能講習を修了した者</p> <p>⑤車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>									受講区分 番号	(番号記載)
										運転経験年数 (③該当者のみ)	年　　ヶ月
<b>(注) 受講資格証明書(本書)及びその資格を有する書面(自動車免許・検定証・修了証等)の 画像又はPDFをアップロードすること</b>											
事業主証明  受講対象 ③該当者は 事業主の 証明印を 押印	<p>上記の運転経験について相違ないことを証明します。</p> <p>記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。</p>										
	<p>事業場名</p> <p>事業主職名</p> <p>事業主氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>										
証明日:令和　　年　　月　　日											
所在地(〒　　ー　　)											
電話番号:											

(注意事項)

1. 事業主氏名の押印は「会社印」ではなく、事業主の代表印又は氏名印です。
2. 個人での申し込みで証明が必要な場合は、元請け又は各種団体の代表者印による証明でも確認します。
3. 事業主人が受講証明する場合は、法人としての代表者として押印の場合は受付可能です。